

## 退職手当に関する負担金条例の改正内容

### 配偶者同行休業に係る一般負担金の取扱いに関する規定の設置(第2条第2項第2号)

#### 1 内容

配偶者同行休業期間は、一般負担金の算定対象としないこととした（高齢者部分休業期間は、一般負担金の算定対象）。

#### 2 施行日

平成26年8月1日